

## 平成27年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成27年11月25日（水）			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成27年 11月25日 午後 2時05分 開 会			
	平成27年 11月25日 午後 4時13分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	眞栄田 昇	7 番	宮里 聡
	2 番	與那嶺 清	8 番	謝花 喜美
	3 番	與那嶺 司	9 番	玉城 卓
	4 番	田港 朝茂	10 番	米須 清和
	5 番	田場 盛喜	11 番	大竹 恭弘
	6 番	神谷 正	12 番	比嘉 真友
欠席委員番号				
議事録署名委員	2 番	與那嶺 清	11 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成27年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は全員出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 （日程第1）	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認め、書記には長田 千絵（ながた ちえ）さん、議事録署名委員には、2番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、11番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 那覇市納税課による不動産公売の実施について 報告2 第38回今帰仁村各種団体親善スポーツ大会について 報告3 平成27年度第6回募集「農の雇用事業」募集案内について
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第40号 非農地証明願いについて 議案第41号 農用地利用集積計画の意見決定について  以上です。  本日提案された議案第38号から第41号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが6件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 2時10分 再開 午後 4時00分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、農地法第 3 条許可申請についての内容を説明)</p> <p>2 ページをお開き下さい。「農地法第 3 条調査書」のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当と思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第 38 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 38 号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 5 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、5 条申請の内容を説明)</p> <p>事務局による現地確認で、申請番号 1 番については、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今、議案第 39 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 39 号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 40 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第 40 号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、議案第 40 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 40 号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第 40 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 41 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 7ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)</p> <p>ここで、申請内容及び資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議長	<p>それでは資料確認のため、休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 4時10分 (資料確認及び農用地利用集積計画の内容を説明) 再開 午後 4時12分</p>
議長	<p>休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先ほど説明しました計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第41号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第41号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第41号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

